

障害発生時における通知方法の変更に伴う株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

平成 27 年 1 月 26 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正の趣旨

障害発生時の関係者に対する通知について、より円滑かつ迅速に関係者に対して伝達することを目的とした通知方法の見直しに伴い、当該通知の方法を規定している「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部を改正することとする。

2. 改正の概要

障害発生時の通知方法について、Target 保振サイト接続及びその他の手段へ変更する。
(規則 第 35 条)

3. 施行日

平成 27 年 2 月 2 日から施行する。

以上